

1. 件名：高浜発電所4号機 Aー使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について

2. 日時：令和2年9月29日 15時00分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、糸川原子力運転検査官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長 他8名

5. 要旨

(1) 関西電力より令和2年9月28日に発生した高浜発電所4号機 Aー使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）エリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱に係る事象の概要、原因及び対策について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

- 令和2年9月28日5時5分に保安規定に係る定期点検に伴うAーSFPエリア監視カメラの動作確認を実施した結果、画像が表示されていないことを確認した。この結果、SFPエリア監視カメラ2個のうち1個が動作不能となり、保安規定第85条で要求される2個動作可能であることを満足しない状況となったことから、同日5時15分に運転上の制限を満足しないと判断した。
- 動作不能となったAーSFPエリア監視カメラを点検した結果、カメラ本体の電源ランプが消灯しており、カメラ本体に異常が発生していることを確認した。
- このため、カメラ本体を予備品と交換し、AーSFPエリア監視カメラによる監視機能が回復したことを確認したことから、同日19時5分、運転上の制限の逸脱から復帰した。

(2) 原子力規制庁より、今回異常が発生したカメラ本体に関する調査を実施し、適切に処置するよう伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：高浜発電所4号機 Aー使用済燃料ピットエリア監視カメラの動作不能に伴う運転上の制限の逸脱について